

【記載例】

港区MINATOフラッグ交付兼更新申込書

令和元年×月×日

(宛先) 港区長

(申込者) 〒105-8511

店舗所在地 港区芝公園1-5-25 ××ビル5階

店舗名称 ××居酒屋 芝公園店

代表者職・氏名 ××株式会社××事業部
(自署願います) 芝公園店店長 港太郎

港区MINATOフラッグ制度実施要綱第4条又は第7条の規定に基づき、安全で安心できるまちをつくり、観光振興に寄与するため、下記のとおり区のお取組に賛同・協力の意向を表明し、MINATOフラッグの交付（更新）を申し込みます。

記

- 客引きを利用した営業はしません。
- 暴力団と交際せず、利用もしません。
- 看板等を設置する際は、通行の妨害とならないよう配慮します。
- ごみ出しのルールを守ります。
- 各種法令を遵守するとともに近隣の迷惑となる行為はしません。
- パトロール等、地域の安全・安心のお取組に参加・協力します。
- 夜のまちの健全なにぎわいに向けた区や地域の取組に協力します。

《店舗の情報》

業種	飲食業（居酒屋）		
営業時間	（月～木曜）午後5時～午後11時 （金・土曜）午後5時～午前1時 （日曜）定休日		
電話番号	03-××××-××××	FAX番号	03-××××-××××
メールアドレス	××××@××.××.jp		
※ 店舗の所在地・名称・業種については、港区ホームページ上で公表させていただきます。追加で公表してもよい情報に、レ点を記入してください。			
☑営業時間 ☑電話番号 ☑FAX番号 ☑メールアドレス			

※ 以下のいずれかに該当すると認められたときは、フラッグの返還を求めることがあります。
なお、フラッグを返還することとなったときは、該当すると認められた日から6か月間、新たにフラッグの交付は受けられません。

- 本申込みにおいて偽りその他不正な手段があったとき。
- 上記で表明した賛同・協力の意向に反する行為をしたとき。
- 社会通念上フラッグの交付を受けるにふさわしくない行為があったとき。

担当者
記入欄

新規 ・ 更新（ 回目）